

2017年5月19日

各位

株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社近畿大阪銀行

ATM振込手数料の一部改定について

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）、埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）、近畿大阪銀行（社長 中前 公志）は、法人ならびに個人事業主^{※1}のお客さまがキャッシュカードを利用してATMから振込手続きをされた際にお支払いいただく手数料の一部を改定いたします。

今回の手数料改定にあわせ、オフィスにしながら経理業務の効率化・低コスト化が実現でき、グループ内24時間振込決済も可能な法人向けインターネットバンキング^{※2}の「月間基本利用料12ヵ月間無料キャンペーン^{※3}」を本日より実施いたします。

【改定の内容】

対象となるお客さま	法人ならびに個人事業主のお客さま
対象となるお取引	キャッシュカードを利用してATMから行う以下のお振込み ① 当社同一支店あてのお振込み ② 当社およびグループ本支店あてのお振込み
適用開始日	2017年11月13日（月）
その他	他行あての振込手数料は現行から変更はありません。

(消費税込)

手数料項目			改定後	現行	
ATM	当社同一支店あて	カード	個人 ① 法人・個人事業主	無料 108円	無料
		現金	全てのお客さま	324円	324円
	当社および りそなグループ本支店あて	カード	個人 ② 法人・個人事業主	108円 216円	108円
		現金	全てのお客さま	324円	324円
	他行あて	カード	個人 法人・個人事業主	432円	432円
		現金	全てのお客さま	648円	648円

※1 個人事業主のお客さまは、「屋号付口座」のお取引が対象となります。

※2 「りそなビジネスダイレクト」、「近畿大阪ビジネスダイレクト」

※3 キャッシュカードをお持ちの法人・個人事業主のお客さまが対象となります。

以上